

第35回定例総会 令和8年4月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、4月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局長 また公共工事に伴う農地の一時使用届が1件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字茶臼原字〇〇番、地目・畑、面積 5,642 m²、使用面積 5,642 m²。所有者の住所・氏名：宮崎市佐土原町下田島〇〇番地 6・〇〇。場所は〇〇東側約 350m のところにある農地です。申出人の住所・氏名は高鍋町大字北高鍋・〇〇。発注者も同様。工事名：一ツ瀬川農業水利事業 〇〇他建設工事。
使用目的：工事用地他、使用期間：令和8年5月1日から令和9年3月31日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

局長 また相続届出4件、賃貸借合意解約23件、使用貸借合意解約2件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 また資料送付後に議案の取り下げがありましたので報告します。

議案第176号農地法第3条の規定による許可申請7件のうち申請番号4番が申請者より取り下げられました。

局長 これからの総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和8年度第35回西都市定例農業委員会総会を開催します。

本日は農業委員16名、推進委員12名、合計28名の出席であります。本日の議案件数であります、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11番委員、26番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 175 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 175 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページのとおり申請件数は 1 件であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 今回は 18 番委員と私（3 番委員）が会長の命を受けまして、4 月 20 日午前 9 時 15 分より清係長と申請書の事前確認等を実施した後、椎原事務局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、非農地証明 4 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。なお非農地証明調査には 27 番委員にも同行していただきました。

18 番 農地法第 4 条の 1 番について説明します。申請地は都於郡山田地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約 1km のところにある農地になります。申請地は昭和 62 年に建築された物件があり、その物件が競売により申請人が平成 10 年に落札して取得したものです。地目が田のままだったので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件はすでに転用されており、顛末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は宅地、西側は山林、南側は原野、北側は市道です。雨水は集積枳を使い、敷地横の排水路に流します。生活排水については合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、特に懸念することは見受けられません。転用する土地の周辺関係者への説明もなされております。この申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 176 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いた
します。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 176 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、
議案書 2～3 ページのうち 4 番が取り下げとなりましたので、申請件数は 6 件
であります。

なお、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意
思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断
した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準
に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事
項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な
事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 1 番について説明します。今回の申請は穂北地区〇〇集落の渡人から〇〇集
落の受人への贈与による所有権移転です。申請地は〇〇から南へ約 50m 進ん
だところにある農地になります。受人は〇〇集落でピーマン、スイートコーン、
早期水稻など、全体で 100 アールを作付けしております。現地には早期水稻
を作付けされており、農地として活用されていくことを確認しております。農

業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14番 2番について説明します。今回の申請は宮崎市大島町の渡人から妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から北東へ約300m進んだところにある農地になります。受人は西都市内各地で米を10ヘクタール、ズッキーニを35アール作付けしております。現地には水稻を作付けされており、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター4台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ2台を所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 まず受人の〇〇が〇〇様から〇〇様に変更となっております。また売買価格は総額〇万〇円、10アールあたり〇万〇円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 3番について説明します。今回の申請は三納地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から北へ約200m進んだところにある農地になります。受人は勤め人で農家ではありませんが、今までは管理をしてこられました。現地には野菜を作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具は揃ってありませんが、周囲から借りるとのことです。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10アールあたり〇万〇円です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 5番について説明します。今回の申請は三財地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から南東へ約300m進んだところにある農地になります。受人は〇〇集落で早期水稻、ピーマン、ハウスキュウリなどを89アール作付けしております。現地には早期水稻を作付けされており、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター1台、普通トラック1台、管理機1台、ハーベスター1台を所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万〇円、10アールあたり〇万〇円です。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

30 番 6番について説明します。今回の申請は兵庫県加古川市の渡人から都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から南東へ

約 400m 進んだところにある農地になります。受人は〇〇集落で水稻、スイートコーン、オクラなどを 3 ヘクタール作付けしております。現地には W C S を作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター 3 台、田植え機 3 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10 アールあたり〇万〇円です。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 7 番について説明します。今回の申請は都於郡地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への贈与による所有権移転です。申請地は〇〇から西へ約 750m 進んだところにある農地になります。受人は〇〇集落でみかん、キウイを作付けしております。現地には果樹を作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具は草払機 1 台があり、必要時は周囲から借りることです。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 177 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 177 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については県が一括して行うこととなっております。

まず所有権移転分として議案書 4 ページのとおり 2 件であります。

議 長 説明のありました 2 件の議案について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に賃貸借権設定分として議案書5～54ページのとおり79件であります。

議長 説明のありました79件の議案のうち、申請番号23番は〇〇委員が渡人の案件、27番は〇〇委員が受人の案件、50番は〇〇委員が渡人の案件かつ受人の案件、60番及び61番は〇〇委員が受人の案件でありますので、23番、27番、50番、60番、61番を除く74件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に申請番号23番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは23番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 次に申請番号 27 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは 27 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 次に申請番号 50 番、60 番、61 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは 50 番、60 番、61 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 議案第 178 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 178 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明します。今回の非農地証明交付申請は議案書 55 ページのとおり 4 件であります。

議 長 4 件とも隣接地でありますので、一括して地元委員の説明を求めます。

27 番 1 番から 4 番について説明します。申請地は三財地区〇〇集落にあり、〇〇から北東へ約 1km のところにある農地になります。今回の申請は〇〇さん他 3 名が所有している農地であります。数十年以上耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また農振除外地区になっております。農用地区域内の土地でなく、公共投資の対象となった農地内でもなく、優良農地内でもないことから、事由 5 に

該当すると判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長 まず1番の説明について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

2 番 これは植林されている案件ですか。

事務局 植林されているところを伐採して、再度植林をしようとしたら農地のため植林ができない案件であります。

2 番 顛末書が必要ではないですか。

事務局 顛末書が準備できていませんでした。顛末書を求めるとともに、次回に報告させていただきます。

議 長 ほかに発言はありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 面積が4,000㎡以上ありますが、資料の杉林も面積に含まれますか。

事務局 現地調査したところ、ほとんどが伐採されて切り株でしたが、杉林も面積に含まれます。3,000 m²以上の転用申請は常設審議委員会に諮るべきですが、非農地証明は農業委員会が認定する行政行為なので、この総会でご審議を仰ぎたいと考えています。

議長 常設審議委員会では、3,000 m²以上の植林は転用申請ではなく、非農地化の方向の考えを持っておられます。

議長 では 3,000 m²以上の植林は転用申請として常設審議委員会に諮ったほうがよいと思う方はいますか。

2 番 常設審議委員会の案件となった場合は、この審議とどのような違いがありますか。

議長 この審議と同様に、案件について農業委員会事務局職員が説明した後、審議されて決定されます。

議長 ほかに発言はありませんか。

31 番 3番の案件についても採決してよいのではと思います。

議長 ほかに発言はありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に4番の説明について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後4時2分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

11 番 _____

26 番 _____